

阿波おどり事業企画運営業務の契約内容の変更について

平成31年4月8日付で阿波おどり実行委員会（以下「実行委員会」という。）とキョードー東京共同事業体の間で締結した阿波おどり事業企画運営業務（以下「本業務」という。）の業務内容の変更について、次のとおり考え方を整理する。

1 業者募集時の経緯

本業務の募集は一般公募型プロポーザル方式により実施し、説明会等には複数社の出席があったものの、最終的に企画提案書を提出してきた事業者はキョードー東京共同事業体1社のみであった。

(1) 要求水準書について

事業者募集に当たり平成31年2月15日に公開した「阿波おどり事業企画運営業務要求水準書」において、次のとおり業務内容の変更に関して告知している。

① 要求水準書1ページ 3-(2)-ウ

「阿波おどり事業企画運営業務に関する基本的な考え方」

事業の実施にあたっては、**毎年度、実行委員会が策定する事業計画に基づき実施する**とともに、常に透明性、公平性、健全性を基本としながら、踊り手や来場者、観光客、地域住民など様々な方からの意見を反映させる等、時代とともに変化するニーズに合った企画運営に努めること。

② 要求水準書3ページ 7-(3) 「事業計画の作成及び提出」

委託事業者から**事業の改善に向けて提案があれば、実行委員会は随時協議に応じる**ものとする。

③ 要求水準書33ページ 28 「協議」

本要求水準書に定めるもののほか、**委託事業者が行う業務の内容及びその処理等について疑義や変更が生じたときは、実行委員会と委託事業者において協議のうえ決定**する。

(2) 事業者からの質問に対する回答

事業者募集時に寄せられた業務内容の変更に関する質問については、次のとおり回答を行っている（回答内容は全事業者にHPで告知）。

① 有料席の変更について（質問 NO. 48）

質問内容	【指定業務】有料演舞場の場所や個所数、座席数、料金について、5年間の契約期間内で変更はあり得るのか。前夜祭と選抜阿波おどりについてはどうか。
回答内容	ご質問の件につきまして、 基本的には変更はない と考えています。 ただし、時代とともに変化する阿波おどり事業に対するニーズに対応した事業を実施していく中で、 事業の改善等が必要となるようなことがあれば、実行委員会と委託事業者の間で協議しながら決定 していきたいと考えています。

② 無料演舞場の縮小について（質問 NO. 49）

質問内容	【指定業務】5年の契約期間内で、無料演舞場の縮小は可能か。
回答内容	NO.48 のとおり 基本的には変更はない と考えています。 ただし、無料演舞場に関しては、広く県内外の観光客の方に阿波おどりを披露するための重要なツールと考えています。 このため、 これに代わるような提案があれば実行委員会と委託事業者の間で協議しながら決定 していきたいと考えています。

2 仕様書変更に関する契約上の定め

本業務に係る契約は、平成31年度からの5か年契約として締結している「基本契約」と、毎年度締結する「年度契約」の2本立てで構成されている。

(1) 各契約の目的

各契約を締結する目的はそれぞれ次のとおり定められており、各年度に実施すべき業務内容については年度契約において定めることとなっている。

① 基本契約（第2条）

本契約は、本業務を適正かつ円滑に実施するために必要な**基本事項を定めること**を目的とする。

② 年度契約（第1条）

本契約は、本業務の**各年度の業務内容及び、甲への納付金額を定めること**を目的とする。

(2) 平成31年度の契約状況

平成31年度においては、年度契約書第3条において「平成31年度の業務内容は、基本契約第9条に定めるとおりとする。」と定めている。

また、基本契約別紙2「阿波おどり事業企画運営業務委託仕様書」において具体的な業務内容を定めているが、これが基本契約の目的となる基本事項に該当する部分であり、事業者募集時に提示した要求水準書と同内容となっている。

(本業務の範囲等)

第9条 本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 阿波おどり（前夜祭、選抜阿波おどり、阿波おどり）の実施に関する業務
- (2) 阿波おどりチケットの販売に関する業務
- (3) 総合案内所の運営に関する業務
- (4) 広告、協賛金等の募集・集金に関する業務
- (5) シャトルバスの運行、臨時駐車場の運営
- (6) 広報に関する業務
- (7) その他阿波おどり事業に関連し甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の詳細内容については、別紙2「阿波おどり事業企画運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

(3) 基本契約書における業務範囲変更の規定

基本契約において、契約内容を変更する場合の規定は第11条及び第57条に次のとおり定められている。

なお、業務範囲を変更する場合は、基本契約第11条第3項の規定により決定することとなる。

① 業務範囲の変更等（第11条）

第1項 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第9条で定めた本業務の範囲の変更を求めることができる。

第2項 前項の規定による求めがあった場合は、甲又は乙は協議に応じなければならない。

第3項 業務範囲の変更及びそれに伴う納付金の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

② 本契約の変更（第57条）

本業務に関し、第9条の規定により本業務の範囲が変更されたとき又は特別な事情が生じたときは、甲、乙協議のうえ本契約の規定を変更することができるものとする。

3 事業体の提案に応じる場合に契約内容の変更が必要となる項目

(1) 開催時間の変更

① 変更内容

開催時間は18時～22時30分を基本として仕様書が作成されているため、演舞場の開設など時間に関係する個所の変更が必要となる。

② 変更が必要となる箇所

- 阿波おどりの開催時間
- 有料演舞場の公演時間
- 無料演舞場の開催時間
- おどり広場・おどりロードの開催時間
- にわか連の実施時間
- 総合案内所の開設時間
- シャトルバスの運行時間

(2) 演舞場構成の変更

① 変更内容

市役所前演舞場の廃止及び無料演舞場の配置変更に伴い、演舞場等の設置場所に関係する個所の変更が必要となる。

② 変更が必要となる箇所

- 有料演舞場の設置場所
- 開幕式の開催場所
- 栈敷席の構成及び席数
- にわか連の集合場所及びコース

(3) 参加費制度の見直し

① 変更内容

参加費制度を日額設定から回数設定にするとともに、料金体系や連の区分を見直すことに伴い、参加費に関係する個所の変更が必要となる。

② 変更が必要となる箇所

- 参加費の額（日額から回数に）
- 連の区分（有名連と一般連の区分など）

(4) チケット料金の見直し

① 変更内容

有料演舞場及び選抜阿波おどりの有料席について、席割及び料金設定、また、販売スケジュールを見直すことに伴い、チケット料金に関する個所の見直しが必要となる。

② 変更が必要となる個所

- 入場料金
- チケット販売スケジュール